

東日本大震災により鳥取県に避難された被災者の方々へ「東日本大震災避難被災者生活支援金」

を支給します。

東日本大震災で被災した方々が、被災地から避難して本県に居住された場合に、当面の生活費を民間の寄附と県費をあわせた形で「東日本大震災避難被災者生活支援金」として支給することとしています。

対象者

次の から のいずれかに該当する世帯(者)で、鳥取県に避難し、鳥取県内の賃貸借住宅等 (公営住宅、民間賃貸借住宅等)または、親類宅や知人宅、ホームステイなどで1ヶ月以上居住 する世帯(者)が支給対象となります。

従来住んでいた住宅が一部損壊等以上の被害を受けた世帯(者)

(変更前:住宅が全半壊以上 拡大後:住宅が一部損壊以上)

福島県に居住していた世帯(者)

(変更前:福島第一、第二原子力発電所の事故による避難指示等の対象地域に居住

拡大後:福島県に居住)

局地的に放射能の積算被ばく線量が許容量を超えるおそれがあるとして国が特定する地域 (特定避難勧奨地点:ホットスポット)に居住していた世帯(者)【新規追加】

県内の学校等の避難所で、一時避難している世帯(者)は、その避難所等での滞在期間中は支給対象となりませんが、その後、賃貸借住宅等または親類宅等へ入居した時点で支給対象となります。

支給について

1 支給額

住居対象	賃貸借住宅等 (公営住宅、民間賃貸借住宅等)	親類宅や知人宅、ホームステイ等
世帯	3 0 万円	2 0 万円
単身者	1 5 万円	1 0 万円

2 支給方法

現金給付・口座振込のどちらか希望される方法により支給します。

帰省旅費として使用するなど、使途は問いません。

鳥取県

申請について

支援金支給を申請する場合には、申請書と次の添付書類が必要となります。(申請書は、各申請・相談窓口に設置しているほか、県福祉保健課のホームページからダウンロードできます。)

被災確認ができる書類(福島県から避難された世帯(者)を除く)

- ・罹災証明書又は被災証明書、ない場合は「面談」による状況確認(後日、証明書提出) 本人確認ができる書類
- ・運転免許証や健康保険証など本人及び被災住所地が確認出来るもの 県内居住確認できる書類
- ・住民票、入居契約書、賃貸借契約書、同居を証明する書類など

支給後に支給要件を満たさない事実が判明した場合は、支給額を返還していただくこととなります。

申請·相談窓口

申請・相談窓口

窓口	住 所	電話
東部総合事務所県民局	鳥取市立川町六丁目 176	0857 - 20 - 3651
中部総合事務所県民局	倉吉市東巌城町 2	0858 - 23 - 3983
西部総合事務所県民局	米子市糀町1丁目160	0859 - 31 - 9633

受付時間:平日 午前8時30分~午後5時15分

上記のほか、次の窓口でも相談を受け付けています。

相 談 窓 口	電話		
県庁福祉保健課	0857-26-7142		
八頭総合事務所県民局	0858-72-3812		
日野総合事務所県民局	0859-72-2080		
鳥取県被災者受入支援総合相談窓口	0857-26-7156		
(県庁中山間振興・定住促進課)			

受付時間:平日 午前8時30分~午後5時15分

なお、土日祝祭日(午前8時30分~午後5時15分)については、「鳥取県東日本大震災支援対策本部」(0857-26-7277・7278)で受け付けます。

HPアドレス

鳥取県福祉保健部福祉保健課

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154988



鳥取県被災者受入支援総合相談窓口(県中山間振興・定住促進課) http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154849

